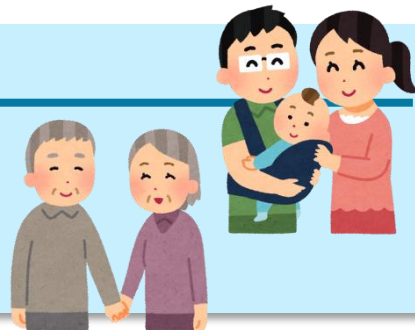


住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 (セーフティネット住宅)の登録制度

住宅確保要配慮者とは

高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する方々を指します。

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に
関する法律」(通称：住宅セーフティネット法)第2条



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録について

住宅セーフティネット法の改正に伴い、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅である「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録制度が創設されました。

登録にあたっては、規模、構造・設備等について一定の基準に適合する必要があります。

石川県HP(金沢市以外の賃貸住宅の登録)
金沢市HP(金沢市内の賃貸住宅の登録)

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/shisaku/safetynet.html>
<https://www4.citykanazawalg.jp/soshikkarasagasu/jutakuseisakuka/gyomuamai/1/8617.html>

登録された住宅の情報は、以下のHPで住宅確保要配慮者の方々に広く提供されます。

セーフティネット住宅情報提供システム <https://www.safetynet-jutaku.jp/>



改修費補助について

国による補助制度(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)の申請方法等については、以下のHPをご参照ください。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 <https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>

お問い合わせ先：住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 交付事務局 TEL:03-6280-8113



関連事項

県の登録制度である「石川県あんしん賃貸住宅」に登録済の住宅についても、住宅確保要配慮者の方々に広く情報提供を行うため、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)としての登録を進めていただくようお願いします。

お問い合わせ先(制度全般、賃貸住宅の登録について)

(金沢市以外の賃貸住宅)

石川県 土木部 建築住宅課 住まいづくりグループ TEL:076-225-1777

(金沢市内の賃貸住宅)

金沢市 都市整備部 定住促進部 住宅政策課 TEL:076-220-2333

※ 国による改修費補助については、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業交付事務局(TEL:03-6280-8113)までお問い合わせください